

【令和7年度計画書 提出書類】

計画に含まれる事業所のサービス ★は介護予防サービスを含む			
指定居宅サービス	指定地域密着型サービス	施設サービス	介護予防・日常生活支援総合事業
訪問介護 訪問入浴介護★ 通所介護 通所リハビリテーション★ 短期入所生活介護★ 短期入所療養介護★ 特定施設入居者生活介護★	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護★ 小規模多機能型居宅介護★ 認知症対応型共同生活介護★ 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設 看護小規模多機能型居宅介護	介護老人福祉施設 介護老人保健施設	訪問介護相当サービス 訪問型サービスA 通所介護相当サービス 通所型サービスA

< 計画書 >

介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書(令和7年度)	別紙様式2-1・2-2	必須	○
特別な事情に係る届出書	別紙様式5	事業の継続を図るために、やむをえず職員の賃金水準を引き下げたうえで賃金改善を行う場合に必要	必要な場合のみ

< 体制届出 >

算定区分を変更する または 新規に算定開始する ➡ 1事業所・1サービスごとに必要

前年度に引き続き今年度も同じ区分の加算を継続する ➡ 不要

介護・予防 (総合事業以外)	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表	サービス毎に様式が異なります(介護・予防でそれぞれ別の様式になります)。処遇改善加算以外の加算は記載しないでください。	新規・区分変更の場合のみ	-
総合事業	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表(総合事業)	サービス毎に様式が異なります。処遇改善加算以外の加算は記載しないでください。	-	新規・区分変更の場合のみ